

○山梨大学医学部附属病院長選考細則

平成30年9月25日

改正 令和2年2月12日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第42条第3項の規定に基づき、学長が任命する山梨大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考について、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき
- (2) 病院長から辞任の申し出があり、学長がこれを認めたとき
- (3) 病院長が欠員となったとき
- (4) 病院長が解任されたとき

2 学長は、前項第1号に該当する場合には任期が満了する30日前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに病院長の選考を行う。

(病院長の資格者)

第3条 病院長は、人格が高潔で次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 2年の任期を務めることが可能な者
- (3) 医療安全について十分な経験と指導力を有し、患者の安全を第一に考えると共に、高度な医療安全の管理体制を確保できる者
- (4) 病院の管理運営に必要な経験と能力を有し、ガバナンスを発揮できる者
- (5) 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者
- (6) 地域の中核的医療及び高度医療を担う医療機関であることを理解し、その維持及び発展に貢献できる者

2 学長は、病院長の選考にあたり、前項の要件の具体的内容を、病院長選考基準（以下「選考基準」という。）として定め公表する。

(選考委員会の設置)

第4条 学長は、病院長の選考に当たり山梨大学医学部附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 学長は、選考委員会を設置したときは、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由

と委員の経歴を添えて公表する。

3 学長は、選考委員会に対し、選考基準案の策定及び複数名の病院長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

4 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（病院長の選考）

第5条 学長は、選考委員会から推薦のあった候補者に対し、面接を行い、病院長を選考し決定する。

2 学長は、次期病院長を決定したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

（任期）

第6条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号から第4号までの事由の場合、後任の病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考委員会に審議を求め、その議に基づき、病院長を解任することができる。

(1) 病院長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 病院長に重大な職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 医学域運営会議構成員の3分の2以上の署名をもって病院長解任の請求があったとき。

（その他）

第8条 この細則に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成30年9月25日から施行する。

2 山梨大学医学部附属病院長候補者選考規程（平成28年12月14日制定）は廃止する。

附 則（令和2年2月12日）

この細則は、令和2年2月12日から施行する。